

## 第3章 計画の基本的方向

# 1 基本理念・基本目標

## 1-1 基本理念

### 子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子どもはその養育者だけでなく、多くの人と関わることで愛着や信頼を形成し、様々な刺激を受けて成長します。子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは、子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい社会であることから、本計画では引き続き「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」を基本理念として、「ふるさと三郷みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。

## 1-2 基本目標

基本理念「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」の実現に向けて、7つの基本目標を設定しました。

| 基本目標 1 | 子どもの権利や安全の確保                                                                                                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 子どもが一個の人格を持った権利の主体として尊重され、身体的にも精神的にも安全が確保され安心して成長していけるよう、あらゆる暴力の根絶に取り組み、また、事故や犯罪に巻き込まれない生活環境の整備を進めていきます。                                         |
| 基本目標 2 | 子どもの社会的成長の促進                                                                                                                                     |
|        | 子どもが社会の一員としての自覚や責任感を持ち、自立に向けて踏み出していくためには、自分を受け止めてくれ安心して過ごせる場をもつこととともに、他者との交流や多くの体験を重ねることが大切です。「子どもの居場所」づくりの整備・推進と、発達段階に応じた多様な体験の機会の提供に取り組みます。    |
| 基本目標 3 | 子どもの教育環境の充実                                                                                                                                      |
|        | 子どもの人格形成の基礎を培う乳幼児期の家庭教育・幼児教育、また、多様な学びの場である学校教育において、誰もが学ぶ喜びを得て、自らの可能性を発揮できるよう教育機会の均等や教育相談の充実、また、経済的負担の軽減など、家庭・幼稚園・保育所・学校・地域が連携協力して教育環境を充実させていきます。 |

|               |                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基本目標 4</b> | <b>安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実</b>                                                                                                                                                     |
|               | 親子がともに健やかな生活がおくれるよう、妊婦の相談体制の充実や、乳幼児に対する疾病予防・救急体制の確保、また、発達に不安のある子どもの療育相談・指導体制の充実、思春期の子どもを対象とした、心身の健康を含めた保健教育など健康施策の充実を推進していきます。                                                            |
| <b>基本目標 5</b> | <b>すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり</b>                                                                                                                                                           |
|               | 安心して子育てを行うためには、子育て家庭の様々な不安を軽減していくことが大切です。子育てに関する相談・情報提供の体制を整えるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策の充実に努めます。また、経済的な理由から子育てが困難とならないように、経済的支援を行います。                                                     |
| <b>基本目標 6</b> | <b>男女が協力する子育て社会の実現</b>                                                                                                                                                                    |
|               | 女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすこと、さらには、男女がともに充実した生活を送ることができるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識から解放されることが重要です。仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っていきます。 |
| <b>基本目標 7</b> | <b>地域共生のまちづくりの推進</b>                                                                                                                                                                      |
|               | 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域における課題を自分のこととして認識し、住民同士が共に支え合うことができる地域共生のまちづくりを、住民や地域と連携・協働しながら進めていきます。                                                                                       |